

# 根室市公共交通需要回復緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年6月20日 訓令第53号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市内公共交通の早期需要回復及び速やかな経済活動回復を図ることを目的に、市内公共交通事業者又は交通事業者組合が自ら実施する前払い式プレミアム付き乗車回数券等を発行する取組に要する経費、及び交通弱者等の移動手段を確保するため夜間・早朝運行等に要する経費、夜間運転代行等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

### (1) 公共交通事業者

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を含む）のほか、公安委員会が認定し、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する業態を行う事業者をいう。

### (2) 取扱事業者

回数券等により運送サービス等を提供することができる公共交通事業者及び夜間・早朝の運送サービス等を提供することができる公共交通事業者をいう。

### (3) 総発行額

発行される回数券等の総額をいう。

### (4) 換金額

取扱事業者が、使用された回数券等を次条に規定する補助対象者に提出し、当該回数券等の券面に表示する金額に相当する額の現金又は小切手を当該補助対象者から受け取った額をいう。

## (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年7月1日から令和5年2月28日までの間、補助対象者が実施する次に掲げるものとする。

### (1) 前払い式プレミアム付乗車回数券等発行事業

消費者が購入する際に支払う金額に相当する額の乗車回数券又はクーポン券（以下「回数券等」という。）に、当該金額に100分の50の割合を乗じて得た額に相当する額の回数券等を付加して発行する事業。

### (2) 夜間・早朝運行事業

夜間・早朝の運行を維持するため19時から7時までの間、実施する事業。ただし、1事業者あたり毎日1台以上の運行体制とする。

### (3) 夜間運転代行事業

夜間における運転代行を維持するため20時から24時までの間、実施する事業。ただし、1事業者あたり1台以上の運行体制とする。

2 事業実施にあたっては、回数券等発行事業及び夜間・早朝運行事業、夜間運転代行事業に係る要領及び運行計画等を策定するなど、必要な措置を講じ、適正な事業実施に努めること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象者」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前払い式プレミアム付乗車回数券等発行事業  
根室交通株式会社並びに根室ハイヤー組合
- (2) 夜間・早朝運行事業  
根室ハイヤー組合に属する事業者
- (3) 夜間運行代行事業  
カーヘルパーらいふ、カーヘルパーたびじ、有限会社アシスト、運転代行 Niji

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前払い式プレミアム付乗車回数券等発行事業  
回数券等発行事業に係る補助金は、回数券等のプレミアム相当額とし、事務経費に係る補助金は、人件費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、広告料、使用料、その他市長が必要と認めた経費
- (2) 夜間・早朝運行事業  
夜間・早朝運行事業に係る補助金は、根室ハイヤー組合に属する事業者が取組む人件費、燃料費、その他市長が必要と認めた経費
- (3) 夜間運転代行事業  
夜間運転代行事業に係る補助金は、運転代行事業者が取組む人件費、燃料費、その他市長が必要と認めた経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 回数券等発行事業に係る補助金
  - ア 交付申請時に提出された回数券等発行事業の補助対象経費に係る要領等に定められた総発行額に150分の50を乗じた額とする。ただし、根室交通株式会社の上限額は11,000千円、根室ハイヤー組合の上限額は13,000千円とする。
  - イ 事務経費に係る補助金は、根室交通株式会社の上限額は1,100千円、根室ハイヤー組合の上限額は1,300千円とする。
  - ウ 新型コロナウイルス感染症対策経費及び原油価格・物価高騰対策経費に係る補助金は、根室交通株式会社に1,000千円、根室ハイヤー組合に1,000千円を上限とする。
- (2) 夜間・早朝運行事業に係る補助金  
交付申請時に提出された夜間・早朝運行事業に係る要領等に定められた運行経費及び運行計画等に基づき、1事業者当たり1,200千円を上限とする。
- (3) 夜間運転代行事業に係る補助金  
交付申請時に提出された運転代行事業に係る要領等に定められた運行経費及び運行計画等に基づき、1事業者当たり600千円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、根室市公共交通需要回復緊急支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 回数券等発行事業
  - ア 公共交通需要回復緊急支援事業補助金交付申請書（回数券等発行事業）（第1号様式）
  - イ 回数券等発行事業に係る要綱等の写し
  - ウ 取扱事業者一覧表
  - エ 事業収支予算書（第4号様式）
  - オ その他市長が必要と認める書類
  
- (2) 夜間・早朝運行事業
  - ア 公共交通需要回復緊急支援事業補助金交付申請書（夜間・早朝運行事業）（第2号様式）
  - イ 夜間・早朝運行事業に係る要綱等の写し
  - ウ 事業者別運行計画表
  - エ 事業収支予算書（第4号様式）
  - オ その他市長が必要と認める書類
  
- (3) 夜間運転代行事業
  - ア 公共交通需要回復緊急支援事業補助金交付申請書（夜間運転代行事業）（第3号様式）
  - イ 夜間運転代行事業に係る要綱等の写し
  - ウ 事業者別運行計画表
  - エ 事業収支予算書（第4号様式）
  - オ その他市長が必要と認める書類

（補助金の実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、速やかに根室市公共交通需要回復緊急支援事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 回数券等発行事業
  - ア 公共交通需要回復緊急支援事業補助金実績報告書（第5号様式）
  - イ 回数券等の販売額及び換金額が記載された台帳の写し
  - ウ 発行した回数券等の見本
  - エ 第5条各号に掲げる経費に係る領収書その他の支出を証する書類の写し
  - オ 補助金精算書（第8号様式）
  - カ 事業精算書（第9号様式）
  - キ その他市長が特に必要と認めた書類
  
- (2) 夜間・早朝運行事業
  - ア 公共交通需要回復緊急支援事業補助金実績報告書（第6号様式）
  - イ 夜間・早朝運行等の記録が記載された台帳の写し
  - ウ 第5条各号に掲げる経費に係る領収書その他の支出を証する書類の写し
  - エ 補助金精算書（第8号様式）
  - オ 事業精算書（第9号様式）
  - カ その他市長が特に必要と認めた書類
  
- (3) 夜間運転代行事業
  - ア 公共交通需要回復緊急支援事業補助金実績報告書（第7号様式）

- イ 夜間・早朝運行等の記録が記載された台帳の写し
- ウ 第5条各号に掲げる経費に係る領収書その他の支出を証する書類の写し
- エ 補助金精算書（第8号様式）
- オ 事業精算書（第9号様式）
- カ その他市長が特に必要と認めた書類

（補助金の交付等）

第9条 補助金は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査の後、交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 市長は補助事業の遂行上、特段の必要があると認められるときは、補助事業完了前に概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、規則第10条に規定する補助金等概算払申請書を提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（この訓令の失効）

- 2 この訓令は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

- 3 前項の規定によるこの訓令の失効の際現にこの訓令に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し及び補助金の返還については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。